21長寿第34523号

平成21年10月21日

各　介護サービス事業者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　香川県長寿社会対策課長

介護職員処遇改善交付金に関する取り扱いについて

　標記交付金の取り扱いについて、別添のとおり厚生労働省老健局介護保険計画課から通知がありましたのでお知らせします。

先般、長妻厚生労働大臣から「本交付金については、当初の予定どおり実施するとともに、平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む。」旨の方針が示され、本交付金の積極的活用についての発言がありました。

　つきましては、本交付金について、次のとおり、再度、本交付金の申請手順についての説明会を開催いたしますので、未申請の事業者におかれましては、交付金の申請についてご検討いただき、申請されるようお願いします。申請にあたっての必要書類等については、既に、かがわ介護保険情報ネットに掲示しております。

　なお、別添広報資料にも記載しているとおり、「平成21年12月中に申請した場合に限り、10月サービス提供分からさかのぼって交付する」とのことですので、あわせて、お知らせします。

　また、下記説明会に出席される方は、会場の関係上、下記申込書により、事前にファックスで申し込みくださるようお願いします。

記

１　日時　　平成21年11月12日（木）13:30～

２　場所　　香川県庁本館12階第3会議室

　　　　　　　〒760-8570　高松市番町４－１－１０

３　内容　　処遇改善交付金の概要と申請書類の作成手順

４　連絡先　香川県長寿社会対策課基盤整備G

　　　　　　　〒760-8570　高松市番町４－１－１０

　　　　　　　電話　087-832-3268　　FaX　087-806-0206

―――――――――　説明会申込書（このまま、ファックスで送信ください。）――――――

　送信先：香川県長寿社会対策課　あて　０８７－８０６－０２０６

|  |
| --- |
| １　参加時間　平成21年11月12日（木）13:30　～ |
| ２　参加事業所名 |
| ３　参加者名 |
| ４　連絡先  　　　電話  　　　Fax |